

奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）に対する意見募集要項

近年全国各地において、土砂崩れで崩落したり、管理不十分で放置されたり、景観を乱したりするなど、太陽光発電設備の導入に起因する地域におけるトラブルが増加しており、本市においても、2050年脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電設備の導入拡大が重要である一方で、地域との共生や環境への配慮が不可欠であるため、市独自で条例制定を検討する必要があります。

この度、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の設置及び維持管理等について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって市民の安心安全な生活及び環境の保全に寄与することを目的とした、条例の制定を検討しております。

本条例制定に市民等の意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

1 意見募集の対象

奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）に対する意見について

2 意見募集期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月19日（木）まで【必着】

3 意見を提出できる個人または団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

4 閲覧できる場所等

ホームページで公開しているほか、環境政策課（市役所北棟6階）、総務課（市役所北棟5階）、各出張所（東部・西部・北部）、各行政センター（月ヶ瀬・都祁）にて閲覧していただけます。

※各施設の窓口で閲覧する場合は平日の午前9時～午後5時まで。

5 意見の提出方法（日本語での記入に限ります）

- ・ホームページの専用フォーム（LoGo フォーム）から提出してください。
- ・「奈良市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（案）に対する意見提出用紙」（以

下、「提出用紙」)を市役所環境政策課へ郵送、FAX、Eメール、持参のいずれかの方法で提出してください。

- ・提出用紙については、ホームページからもダウンロードすることができます。
- ・提出用紙に記載されているすべての項目が明記されていない場合は受付できません。
- ・電話、訪問等の口頭による意見の受付はできません。

6 意見への対応

- ・提出された意見については、個別に回答は行いませんが、意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめ後日ホームページ上で公表します。
- ・提出された意見のうち、趣旨が不明瞭なものや単に賛否等のみを記載したものについては、公表しない場合や市の考え方を示すことができない場合があります。
- ・提出された個人に関する情報は、公表せず、本件以外の他の目的には使用しません。
- ・提出された原稿等は返却しません。

7 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 環境部 環境政策課

電話 0742-34-4591

FAX 0742-36-5466

Eメール kankyoせいさく@city.nara.lg.jp